

税効果会計に関するQ & A

	平成19年 3 月 29 日
改正	平成21年 4 月 14 日
改正	平成23年 3 月 29 日
改正	平成24年 2 月 14 日
改正	平成25年 2 月 7 日
改正	平成27年 5 月 26 日
改正	平成28年 3 月 25 日
最終改正	平成29年 3 月 16 日
	日本公認会計士協会 会計制度委員会

I 個別財務諸表における税効果会計に関するQ & A

Q 1 : 削 除

Q 2 : 個別税効果実務指針の第 8 項では一時差異の例示がありますが、役員賞与に係る引当金とストック・オプションに係る費用は、どのように取り扱うことになりますか。

A : 会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「個別税効果実務指針」という。）第14項では、税引前当期純利益の計算において費用又は収益として計上されるが、課税所得の計算上は永久に損金又は益金に算入されない項目については、将来、課税所得の計算上で加算又は減算させる効果を持たないため一時差異等には該当せず、税効果会計の対象とはならないとされています。したがって、役員賞与に係る引当金及びストック・オプションに係る費用については、以下のように取り扱うこととなります。

(1) 役員賞与に係る引当金

役員賞与は、発生した会計期間の費用として処理されることとされ、当事業年度の職務に係る役員賞与を期末後に開催される株主総会の決議事項とする場合には、当該支給は株主総会の決議が前提となるので、当該決議事項とする額又はその見込額（当事業年度の職務に係る額に限る。）は、原則として、引当金に計上することとされています（企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」第3項及び第13項）。

税務上、役員給与のうち損金に算入される額は、一定の要件を満たしたものに限定されていますので（法人税法第34条から第36条まで）、会計上、費用処理された役員賞与のうち将来にわたって損金算入されないものは、将来減算一時差異に該当しないので、税効果会計の対象とはなりません。

(2) スtock・オプションに係る費用

いわゆる税制適格ストック・オプション（租税特別措置法第29条の2）については、従業員等の個人において給与所得等が非課税となり、法人において当該役務提供に係る費用の額が損金に算入されませんので（法人税法第54条第2項）、将来減算一時差異に該当せず、税効果会計の対象とはなりません。

いわゆる税制非適格ストック・オプションについては、従業員等の個人が給与所得等として課

税されるときは、給与等課税事由が生じた日（権利行使日）に、法人において、当該役務提供に係る費用の額が損金に算入されますので（法人税法第54条第1項）、ストック・オプションの付与時において将来減算一時差異に該当し、税効果会計の対象となります。

Q3：削除

II 中間財務諸表等における税効果会計に関するQ & A

Q4：年度決算において圧縮積立金、特別償却準備金、その他租税特別措置法上の諸準備金（以下「諸準備金等」という。）の積立てが予定されている場合には、中間決算においてどのように取り扱えばよいのですか。

A：原則法を適用する場合で、年度決算において諸準備金等の積立てが予定されているときは、中間決算においても、当該減算見込額を考慮して中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額を計算します。具体的には、以下の項目を当該計算に含めます。

(1) 事業年度において税務上減算されることが確実な中間会計期間に係る諸準備金等の積立額（例えば、上期に取得した固定資産に係る特別償却準備金が該当します。）

(2) 事業年度において税務上加算される準備金等の取崩額のうち、中間会計期間に係る諸準備金等の取崩額（例えば、前年度に積み立てた特別償却準備金は、今年度より7年間で取り崩されることとなりますので、中間会計期間の6か月分として6/84を乗じた額が取り崩されます。）

中間決算において、諸準備金等の積立て又は取崩処理を行わず、諸準備金等を積立て又は取り崩したものとみなして、中間会計期間に係る税金費用を計算している場合には、例えば以下のような注記が必要です。

（注記例）

「中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している圧縮積立金及び特別償却準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。」

なお、納付税額及び法人税等調整額を一括計算する簡便法を採用している場合には、諸準備金等に係る一時差異は税金費用と税引前当期純利益との比率に影響しないため、上記のように別途考慮する必要はありません。

Q5：簡便法を適用する場合には、純資産の部に計上された評価差額の税効果（税率が変更された場合を含む。）をどのように処理するのですか。

A：簡便法は、中間会計期間に係る税金費用の計算方法であるため、税金費用として処理されない評価差額の税効果については原則法と同様に処理します。すなわち、資産又は負債の評価替えにより生じた評価差額が直接純資産の部に計上される場合には、当該評価差額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の金額は当該評価差額から控除して計上され、税金費用の計算には考慮されないこととなります。また、中間会計期間における税率変更により、当該評価差額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の金額を修正した場合には、修正差額を評価差額に加減して処理します。

Q 6 : 会計制度委員会報告第11号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」(以下「中間税効果実務指針」という。)の第12項では、法定実効税率を使用して簡便法を適用する場合において、中間会計期間中に適用税率が変更されたときは、税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正差額を上期及び下期に合理的な方法により配分することとされていますが、具体的にどのように配分するのですか。

A : 中間税効果実務指針の第12項では、法定実効税率を使用して簡便法を適用する場合において、中間会計期間中に適用税率が変更されたときには、当該中間会計期間を含む事業年度の末日に存在すると見込まれる一時差異及び税務上の繰越欠損金額を見積もり、税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正差額を上期及び下期に合理的な方法により配分し、上期に配分した修正差額を中間会計期間における税金費用に加減するものとしています。ここでいう合理的な方法とは、各会社の状況、一時差異の性質等を総合的に勘案して決められる妥当な方法を意味しています。

例えば、中間会計期間を含む事業年度の末日に存在すると見込まれる一時差異が一つしかない会社で、その一時差異が棚卸資産の評価損に係るものであり、その棚卸資産の評価損が上期にのみ生じたものであれば、全額上期に配分すべきですし、上期及び下期の発生に係るものであれば、それぞれの金額をもとに上期及び下期に配分することになります。

(例1)

税率が中間会計期間中に前期末50%から中間会計期間末40%に変更されたケースを考えます。中間会計期間中に棚卸資産の評価損から生じた一時差異が100発生しました。事業年度の末日に存在すると見込まれる一時差異は、下期に発生予定の棚卸資産の評価損から生じる一時差異50を加えた150となると考えられます。この場合、税率変更の影響額 $15(150 \times (50\% - 40\%))$ は、10を上期に5を下期に配分することになります。

(例2)

もう少し複雑な例として、減価償却費の損金算入限度超過額がある場合が考えられます。例1と同じ税率の変更の場合で、期首に減価償却費の損金算入限度超過額から生じた一時差異が100あったときを考えます。当期中に50増加して、期末の一時差異が150になるとします。期末の一時差異150に含まれる期首からの繰越部分100についての税率変更の影響額は、原則法との整合性を考えて上期に配分します。この場合、税率変更の影響額 $15(150 \times (50\% - 40\%))$ は、上期に $12.5(100 \times (50\% - 40\%) + 50 \times 1/2 \times (50\% - 40\%))$ を下期に $2.5(50 \times 1/2 \times (50\% - 40\%))$ を配分することになります。

Q 7 : 簡便法による場合、中間税効果実務指針の第14項では、当期首における繰延税金資産及び繰延税金負債は、繰延税金資産の回収可能性及び適用税率の変更による影響額の検討を行った後に中間貸借対照表に引き継ぎ計上することとされていますが、中間貸借対照表にはどのように表示されますか。

A : 中間税効果実務指針の第14項では、簡便法により計算した中間会計期間における税金費用は、中間損益計算書上一括して記載し、また、中間貸借対照表計上額は、未払法人税等その他適当な名称を付した科目により、貸方残高の場合は流動負債の区分に、借方残高の場合は流動資産の区分に一括表示することとしています。

つまり、上期が利益の場合には、税引前中間純利益に見積実効税率又は法定実効税率を乗じた金額にて、以下の仕訳により税金費用が計上されます。

法人税、住民税及び事業税	×××	／	未払法人税等	×××
--------------	-----	---	--------	-----

同様に、上期が損失の場合には、税引前中間純損失に見積実効税率又は法定実効税率を乗じた金

額にて、以下の仕訳により税金費用が計上されます。

繰延税金資産	×××	／	法人税、住民税及び事業税	×××
--------	-----	---	--------------	-----

このように、簡便法により計算した中間会計期間における税金費用は、納付税額及び法人税等調整額が中間損益計算書上及び中間貸借対照表上一括して記載されることとなりますが、当期首における繰延税金資産及び繰延税金負債を、中間貸借対照表においてどのように表示するかが問題となります。この点について、中間税効果実務指針の第14項なお書では、「なお、当期首における繰延税金資産及び繰延税金負債は第8項の「なお書」又は第12項に示す繰延税金資産の回収可能性及び第10項「なお書」又は第12項に示す適用税率の変更による影響額の検討を行った後に中間貸借対照表に引き継ぎ計上することになる。」としています。つまり、回収可能性に問題がないか、又は税率に変更がなければ、当期首における繰延税金資産及び繰延税金負債は、中間貸借対照表において引き継ぎ計上されることとなります。

例えば、当期首に繰延税金資産が、流動資産に100、固定資産に100計上されていたとします。上期が利益でしたので、税引前中間純利益100に見積実効税率を乗じた金額にて、以下の仕訳により税金費用40が計上されたとします。

法人税、住民税及び事業税	40	／	未払法人税等	40
--------------	----	---	--------	----

この場合、中間貸借対照表においては、当期首に計上されていた繰延税金資産の回収可能性に問題がなければ、流動資産に100、固定資産に100が引き継がれた上で、新たに中間期で計上された未払法人税等40が流動負債に計上されることとなります。

以上を具体的に説明しますと、以下のようになります。

前期末（当期首）貸借対照表		中間期末貸借対照表	
(流動資産)		(流動資産)	(流動負債)
⋮		⋮	⋮
繰延税金資産 100		繰延税金資産 100	未払法人税等 40
⋮		⋮	
(固定資産)		(固定資産)	
⋮		⋮	
繰延税金資産 100		繰延税金資産 100	

しかしながら、例えば、第8項の「なお書」又は第12項に示す繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、固定資産に計上されていた繰延税金資産100のうち、回収懸念額が30生じた場合には、当期首に固定資産に計上されていた繰延税金資産100を中間貸借対照表において70に修正することが必要です。

同様に、第10項「なお書」又は第12項に示す適用税率の変更による影響額の検討を行った結果、上期に合理的に配分された繰延税金資産修正額（減額）が30生じた場合には、当期首に固定資産に計上されていた繰延税金資産100を中間貸借対照表において70に修正することが必要です。

法人税、住民税及び事業税	30	／	繰延税金資産	30
--------------	----	---	--------	----

Q 8 : 中間会計期間中に更正決定又は修正申告により過年度の納付税額が変更された場合、簡便法による当該中間会計期間の税金費用はどのように算定するのですか。

A : 中間会計期間中に更正決定又は修正申告により過年度の納付税額が変更された場合の中間会計期間に帰属する税金費用は、中間税効果実務指針の第9項に掲げる算式を用いてまず計算します。この場合、追徴の対象とされた一時差異に係る税額部分は、当中間会計期間にいったん税金費用に含まれても、同額の将来減算一時差異が発生し、当該一時差異に係る税金費用のマイナス額を計上する結果となります。したがって、過年度に発生した一時差異に係る追徴税額は、当中間会計期間における税金費用合計に影響を及ぼしません。しかしながら、中間財務諸表等規則の第52条第4項では、重要な法人税等の更正決定等による納付税額又は還付税額の区分表示を求めており、当該区分表示をした場合には、過年度に発生した一時差異に係る追徴税額に相当する部分は税金費用から控除して、中間損益計算書に計上することになります。

(設 例)

税引前中間純利益	1,000
見積実効税率	<u>44%</u>
追徴税等加算前税金費用	440
追徴税額	30
上記30のうち過年度に発生した減価償却費の損金否認(一時差異)に係る税額	<u>△ 20</u>
中間損益計算書に計上される税金費用合計	<u>450</u>

法人税、住民税及び事業税	440	／	未払法人税等	440
--------------	-----	---	--------	-----

法人税等の更正による追徴税額	30	／	未払法人税等	30
----------------	----	---	--------	----

未払法人税等	20	／	法人税、住民税及び事業税	20
--------	----	---	--------------	----

Q 9 : 中間連結財務諸表の作成上、連結会社ごとに原則法又は簡便法を選択適用することは認められますか。

A : 簡便法では、各連結会社ごとに予想年間税金費用から中間会計期間に係る税金費用が計算されますが、その金額は原則法により計上される税金費用額に近似するものと思われるので、中間連結財務諸表の作成上、原則法又は簡便法のいずれかに統一して適用することは要求されておられません。したがって、中間連結財務諸表の作成上、連結会社ごとに原則法又は簡便法を選択適用することができるものと解されます。

Q10 : 削 除

Ⅲ 連結財務諸表における税効果会計に関するQ & A

Q11：親会社P社（3月決算）は連結子会社S社（12月決算）を有しており、2月にP社はS社に資産を譲渡（簿価70、売却価額100）しました。S社の決算日と連結決算日は異なりますが、その差異が3か月を超えないため、P社は、S社の12月における財務諸表を基礎として連結決算を行い、資産譲渡に伴う取引は、重要な会計記録の不一致として必要な調整を行う予定です。このように、決算日が異なる連結会社相互間で、重要な未実現利益が生じる取引が行われた場合、税効果はどのように処理することになりますか。

A：決算日が異なることから生ずる連結会社相互間の取引に係る会計記録の重要な不一致についての調整において、未実現損益の調整のほかに、法人税等に関する修正仕訳も必要になります。

ご質問の場合、連結子会社S社の財務諸表に、以下の修正仕訳を行い、譲渡資産を計上することになります。

資産	100	／	未払金	100
----	-----	---	-----	-----

連結財務諸表においては、未実現利益を消去し、税効果会計を適用する必要があります。したがって、以下のように、資産譲渡に関する調整と、関連する税金費用の調整が必要になります（税率は40%とします）。なお、譲渡益30を含んだP社に係る未実現利益の合計額は、P社の課税所得以内とします。

譲渡益	30	／	資産	30
-----	----	---	----	----

繰延税金資産	12	／	法人税等調整額	12
--------	----	---	---------	----

Ⅳ その他

Q12：平成21年度税制改正により導入された外国子会社からの受取配当の益金不算入制度について、平成27年度税制改正により、一部改正が行われます。外国子会社からの受取配当の益金不算入制度について、平成27年度の改正も踏まえると税効果会計にはどのような影響がありますか。

A：平成21年度税制改正により、法人税法の一部改正において、外国子会社配当益金不算入制度が導入されました。当該制度においては、内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について、その95%が益金不算入とされました。また、その配当等の額に対して課される外国源泉税等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金不算入とされており、外国税額控除の対象外とされています。

外国子会社から受領する配当等の額に関する親会社の個別財務諸表における税負担額は、一般に以下ようになります。

- ・ 配当等の額に係る費用に相当する金額（配当等の額の5%）に親会社の実効税率を乗じた額
- ・ 配当等に係る外国源泉所得税の額

これらの税負担額は、外国子会社の利益に関する金額を課税標準とする税金であって、将来加算一時差異に係る税金となります。

平成21年度税制改正では、たとえ、外国子会社からの配当が外国子会社の所在地国において損金算入されている場合であっても、その配当の額の95%が益金不算入として取り扱われるものとされていましたが、平成27年度税制改正により、内国法人が外国子会社から受け取る配当等の額の全部

又は一部が外国子会社の本店所在地国の法令において損金算入することとされている場合には、その配当等の額は外国子会社配当益金不算入制度の適用対象外とされ、配当等の額の全額が益金算入とされることが示されています。また、外国子会社配当益金不算入制度の適用対象外とされた配当等の額に対して課される外国源泉税等は、外国税額控除の対象又は損金算入されることが示されています。なお、内国法人が外国子会社から受け取る配当等の額の一部が外国子会社の本店所在地国の法令において損金算入された場合には、一定の要件を満たした上で、その損金算入額のみを外国子会社配当益金不算入制度の適用対象外とすることもできることが示されています。

これにより、内国法人が外国子会社から受け取る配当等の額の全部又は一部が外国子会社の本店所在地国の法令において損金算入することとされている場合における、外国子会社から受け取る配当等の額に関する親会社の個別財務諸表における税負担額は、受け取る配当等の額に親会社の実効税率を乗じた額になるものと考えられます。

(注) 平成27年度税制改正では、平成28年4月1日以後開始する事業年度において内国法人が外国子会社から受け取る配当等の額から適用するとされています。ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において内国法人が外国子会社から受け取る配当等の額（平成28年4月1日において保有する当該外国子会社の株式又は出資に係るものに限る。）については、従前どおりの取扱いとされています。

税効果会計への影響

会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「連結税効果実務指針」という。）では、配当受領を解消事由とする子会社の留保利益に係る税効果に関しては、通常、親会社は子会社の留保利益を回収するものであるため、原則として認識することになります（第30項）。具体的には、留保利益に係る将来加算一時差異の消滅時に追加納付税金が発生する場合には、親会社が当該子会社の利益を配当しない方針を採っているなど、配当等に係る課税関係が生じない可能性が高いときを除き、繰延税金負債を計上することになります（同第34項及び第35項）。したがって、上記の親会社の個別財務諸表における税負担額、すなわち、配当等の額に係る費用に相当する金額（配当等の額の5%）に親会社の実効税率を乗じた額と配当等の額に係る外国源泉所得税の額の合計額として見積もられる額について連結財務諸表上、繰延税金負債として計上されることとなります。

一方、内国法人が外国子会社から受け取る配当等の全部又は一部が外国子会社の本店所在地国の法令において損金算入することとされている場合は、受け取る配当等の額について、親会社の個別財務諸表における税負担額から、子会社の個別財務諸表において損金算入され親会社の税負担額が軽減されると見積もられる税額を控除した額を、連結財務諸表上、繰延税金負債として計上することになるものと考えられます。

さらに、外国税額控除についても、源泉徴収税額のような直接納付外国税額のうち外国税額控除限度額を超過する納付額を、期中において仮払税金等として資産計上している場合には、期末決算においては、その科目から「法人税、住民税及び事業税」に振替計上し、改めて繰延税金資産の計上の可否を検討することになります。このため、繰越外国税額控除については、在外支店の所得が合理的に見込まれるなど、国外源泉所得を稼得する可能性が高いことにより、翌期以降に外国税額控除余裕額が生じることが確実に見込まれるときに、繰越外国税額控除の実現が見込まれる額を繰延税金資産として計上することに留意が必要です。

Q13：会計方針の変更に伴う遡及適用や、過去の誤謬の修正再表示が行われた場合、税効果会計はどのように適用されますか。

A：企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「過年度遡及会計基準」という。）の適用により、会計基準等の改正に伴い会計方針を変更した際に、当該会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められていない場合には、新たな会計方針を過去の期間の全てに遡及適

用することが原則とされます（過年度遡及会計基準第6項(1)）。また、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更以外の正当な理由による会計方針の変更の場合には、新たな会計方針を過去の期間の全てに遡及適用することが原則とされます（同項(2)）。さらに、過去の誤謬が発見された場合には、過去の財務諸表における誤謬の訂正を反映する修正再表示が行われることとなります（過年度遡及会計基準第21項）。

いずれの場合でも、表示される過去の各期間の財務諸表には、当該各期間の影響額を反映することになるため（過年度遡及会計基準第7項(2)及び第21項(2)）、過年度に既に開示された財務諸表と異なる資産又は負債の金額が当期の財務諸表の比較情報として表示されることがあります。

これらの遡及適用及び修正再表示に係る税効果会計上の取扱いについては、遡及適用と修正再表示のそれぞれに分けて、以下のようになるものと考えられます。

(1) 遡及適用に係る税効果会計

遡及適用により、表示される過去の各期間の財務諸表には、当該各期間の影響額が反映されます。遡及適用による会計上の資産又は負債の額の変更に対して、課税所得計算上の資産又は負債の金額は修正されず、当該差額は通常一時差異に該当するため、表示される過去の各期間の財務諸表において、税効果会計を適用する必要があると考えられます。

連結子会社又は持分法適用会社が会計方針を変更し、留保利益が修正される結果、連結財務諸表上、子会社等への投資に係る一時差異の金額（連結税効果実務指針第29項等）が修正される場合で、当該一時差異に対して税効果を認識しているときは、留保利益に係る税効果の金額も修正されることとなります。

なお、繰延税金資産の回収可能性の判断は、会計上の見積り（過年度遡及会計基準第4項(3)）に該当する事項と考えられます。会計上の見積りの変更においては、過去の財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき最善の見積りを行った場合、過去に遡って処理せず、将来に向かってその影響を反映することとなります（過年度遡及会計基準第55項）。遡及適用に伴い、将来の利益の額が変更されることに対応して、繰延税金資産の回収可能性の判断における将来年度の課税所得の見積額が変更される場合には、会計方針の変更を行った年度以降において、変更後の将来年度の課税所得を前提として、繰延税金資産の回収可能性を判断する必要があると考えられます。

また、遡及適用により、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）又は監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第66号」という。）の判断指針を形式的に適用すると企業の分類（監査委員会報告第66号においては例示区分。以下同じ。）が、過去の年度において判断していた企業の分類と異なる場合も考えられます。例えば、会社のX1年3月期期末（X2年3月期期首）及びX2年3月期期末における企業の分類が（分類1）である場合において、X3年3月期に会計方針を変更し、遡及適用した結果、表示期間（2年間の場合）のうち、最も古い期間の期首であるX2年3月期期首における将来減算一時差異が増加し、増加したX2年3月期期首における将来減算一時差異を十分に上回る水準の課税所得を毎期計上している状況ではなくなったときには、形式上、X1年3月期期末（X2年3月期期首）の時点における企業の分類が（分類2）になる場合もあると考えられます。

しかし、遡及適用における過去の時点での回収可能性の判断は、過去の時点で最善の見積りを行ったものであり、また、本質的な将来年度の会社の収益力は、会計方針の変更によって変わるものではありません。

したがって、遡及適用により、過去の年度における企業の分類が異なる状況になったとしても、過去の年度の繰延税金資産の回収可能性には影響させず、会計上の見積りの変更に係る原則を鑑み、将来に向かってその影響を反映させることが適切であり、会計方針の変更を行った年度の損益に反映することになると考えられます。

(2) 修正再表示に係る税効果会計

修正再表示により、表示される過去の各期間の財務諸表には、当該各期間の影響額が反映され

ます。修正再表示による会計上の資産又は負債の額の修正に対して、課税所得計算上の資産又は負債の金額が修正されず、当該差額は通常一時差異に該当するため、表示される過去の各期間の財務諸表において、税効果会計を適用する必要があると考えられます。また、子会社等への投資に係る一時差異が修正された場合に、税効果の金額が修正される取扱いも、遡及適用の場合と変わらないと考えられます。

ただし、修正再表示の対象となっている財務諸表の作成年度における将来の見積課税所得や回収可能性適用指針又は監査委員会報告第66号による企業の分類について修正が必要と考えられるときには、修正後の見積課税所得や企業の分類を基礎として、繰延税金資産の回収可能性を判断し、修正再表示を行うことに留意が必要です。

例えば、会社のX1年3月期期末（X2年3月期期首）及びX2年3月期期末における企業の分類が（分類3）であったものとします。この会社のX3年3月期において、過去（X2年3月期以前）の売上の架空計上が発見されたため、修正再表示を行った結果、表示期間（2年間の場合）のうち、最も古い期間の期首であるX2年3月期期首において、企業の分類が（分類5）へと修正されたものとします。この場合、X2年3月期期首において、修正再表示の一環として、過去の年度において計上されていた繰延税金資産の取崩処理がなされる（X2年3月期期首の資産、負債及び純資産の額に反映される）こととなります。

Q14：削除

Q15：削除

以上